

○9番 町田義昭委員 私はそういうところがちょっとわかんないんですよね。運動多目的広場というのは、あそこで一番メインにしていかなければならないのは、私は中じゃなくてやはりジョギングコースとかウオーキングコースではないのかなと、そういう認識なんです。それは認識の違いだからいいんですけど、こちらがアスファルト舗装で、こちらが土だといったら、気分悪くないですか、課長。

結果的に土にしておけば、草は生える、もうその後の経費が、私は結果的にかかると思えますよ。また、ジョギングとウオーキングもできるんだから一緒なんですよね。これは絶対、私は分けるべきだと思います。同じ幅であっても、内側はジョギング、外側がウオーキング。それ絶対分けないと、一緒に歩く人も歩かなくなります、危なくて。と思います。わかりませんか。これはいかがですか。

○佐々木謙二委員長 佐藤孝博生涯スポーツ課長。

○佐藤孝博生涯スポーツ課長 まずは土舗装の部分につきましては、何か草が余り生えないような状況の材料もあるというようなことで、その辺もちょっと検討はさせていただいております。また、他のこういった運動公園のウオーキング、ジョギングコースを見ますと、やはり委員がおっしゃるようにコースが分かれているところもございます。そういった市民の皆さんが安心して走れる、歩けるという意味では、委員のおっしゃるように、そういったコース分けが大切だというふうに思います。

○佐々木謙二委員長 9番、町田義昭委員。

○9番 町田義昭委員 こまい話になるんですけども、私は運動公園の芝生がどうのこうのというよりも、ウオーキングコース、ジョギングコースをやっぱアスファルト舗装でなくて、全天候型のやつでつくっていただいたらすごくいいのではないかなと、そういうふうに思います。歩いたときに違うんですもん、そうでしょう。

南陽の花公園、はっきりしてるんでしょう。

そういうやっぱりハートというのは大事であって、草の生えない土があると聞くと、30年も生えない土あるんですか。それをやったら、もう放射能汚染と同じなんですよ。私はそういうふうに思います。

そうでなくて、やっぱり今でなくて20年、30年をもたせるんだというつもりで、どうかこの公園を整備していただきたいなど、そのように思います。そして、後世の方々に本当に素晴らしいものをつくっていただいたなど言っていたることを期待し、また国際大会に通用する選手が生まれることを祈念しまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

高橋孝夫委員の総括質疑

○佐々木謙二委員長 次に、順位2番、議席番号13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 おはようございます。

昨夜、すごい風が吹きまして、夜中に私、目が覚めたんですけども、昨日来の大雨で、例えば畑であれば作物の根っこのところってかなり緩んでるわけだと思うんですね。それが、あの風でかなり農作物に被害が出るのではないかって私、とても心配です。ちょうどサクランボの時期にもなるわけですが、そういう農産物に被害が及ばないことを祈っているわけでございます。それはさておき、総括質疑をさせていただきたいと思います。

私は長井市のまちづくりが理解と納得のもとに展開されるように願いながら総括質疑を行います。1点について質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思います。

このたび通告をしておりますのは、まちづく

りに必要な施設はおのおのがふさわしい場所に設置することが大切な視点ではないのかについてです。さきの一般質問でも触れましたはなぞの保育園と清水保育園の合築に係る用地に関連をして伺いたいと思います。

第1点目は、清水町浄配水場跡地のあるべき活用策について伺います。

今月6日の厚生委員会協議会に示されました資料によりますと、保育園建設用地の取得についてということで当初、水道事業所より清水町浄配水場跡地を保育園建設用地として社会福祉協議会が賃借し、借地料相当額を市が支援することで計画を進めていました。しかし、水道事業の公営企業経営健全化計画において、清水町浄配水場の西側の余剰地を売却する計画であること及び長期的な財政運営のあり方などから再検討した結果、長井市が土地を取得してから保育園の設置主体である社会福祉協議会に使用貸借することに計画を変更しましたということがあります。合築の保育園用地を賃貸借ではなく、市が買い上げた上で社会福祉協議会に無償で貸すということのようです。

私は、この合築保育園の用地が清水町浄配水場跡地にする考え方には、なかなか理解と納得ができません。そこで、项目的に整理をしながらお伺いをしたいと思います。

一つは、個人の土地所有権解消の見通しについて、上下水道課長に伺います。6日の厚生委員会協議会で清水町浄配水場地内の未登記地についてという報告がありました。50年前に売買契約されたはずの土地が未登記のままになっているということでもあります。6日の報告では、速やかに長井市へ所有権移転登記が完了できるよう相手と話し合いを進めていくとしています。現在の進捗状況をお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 お答えいたします。

経過については委員おっしゃるとおりでございます。保育園用地として、選定された以降ですが、推定相続人の方と土地売買契約を踏まえまして、長井市の所有権移転登記が行えるように協力をお願いしてるところでございます。

現在のところ、推定相続人の方からは、今まで使用してきたのだから、このままでいいのではないかと、そっとしてほしいというような旨のお話がされております。特に所有権を主張されているわけでもございませんので、ご理解いただくには時間がかかると思いますが、引き続きご理解を得られるよう話し合いを進めていきたいと考えております。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 この場合ですと今、課長言われたとおり、当時契約した人は亡くなっているんだと思うのです。当然にして出てくるのは、この相続登記。わかってないわけですから、後で発覚をしたわけで、相続登記なんてしててわからないわけですけども、そういうものも必要になるということになるとすると、なかなかすぐにはこの問題は解消できないのではないかとこのように感じます。

今、課長が言われたとおり、時間がかかるかもしれませんがとおっしゃってるわけですけども、見通しはどうですか。いつごろまでというふうにお考えですか。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 ただいま申し上げたとおりでございますが、今回の水道事業会計の補正予算第1号の方で清水町浄配水場の余剰地の用地測量委託料を計上しておりますので、この機会に所有権をお持ちの家族の方と接触をしまして、境界立ち会いなり、場所の確認、面積等の確認をいただきながら、お話の方を進めてまいりたいと思います。

なお、いつかと言われますと、ちょっと今申し上げることはできません。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 今そういう状態だということはわかりました。

ただ、この土地の所有権移転の登記が済まなければ、この売買というのはどういうふうになりますか。これは考え方いろいろあると思いますけれど、通常でいえば所有権移転、長井市にいきなりするかどうかは別にしてですが、これが済んだ後に、長井市が計画では土地を買うというふうなことになるんだろうというふうに思いますけれど、この土地はこの途中でほっといて、ほかの土地をまず売買してしまうなんてことはしないのでしょうか。ここはどうでしょうか。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 その未登記の部分と残ってる水道用地の部分の売買の関係でございますが、できれば整理をして移転登記がなされれば一番いいのかなと思いますが、保育園の建設スケジュール等もございますので、とりあえずは水道事業所で持っております土地については今のところ売却というふうなことでは考えてございます。ただ、個人の土地についてはあくまでも、やっぱり整理した上での判断をしなきゃいけないと考えております。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 私、ここずっと考えてきたんですけれども、そういうふうに多分するのでないかな、日程が込んでますからね。それで本当にいいんだべかというところは私は問題あると思います。そここのところを使えないわけですよ。過日、子育て支援課長からは、その土地を除いたところを保育園の園舎をずっと北側におっつける格好で、こういう配置になりますよという図面いただきましたけれど、それはちょっと私はないのでないかというふうに感じています。

私は、やっぱり当初から言われていたように、

あそこをまとめた土地で、当局の計画でいえばですよ、初めて園舎なりが生きてくるわけだから、やっぱり一連の個人の所有権を持った土地の所有権移転登記などが完了した段階から売買に入るということが一番いいのではないかと私は考えるわけですが、そこは上下水道課長はどう思うのか、それから子育て支援課長はどういうふうに判断をされてるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 ただいま委員がおっしゃったとおり整理をした上でまとめた格好が理想的だと思います。なお、土地の問題については解決できるよう努力をしていきたいと思っております。

○佐々木謙二委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 お答えします。

土地の使用に当たりまして、社会福祉協議会の方で保育所を整備するわけでございますけれども、そちらの予定が23年度着工で、できれば23年度中に完成というようなことで事業を進めていきたいというように考えております。

そうした中で、今回未登記の土地の部分につきましては、建物をその上には建てないというようなことで整備を進めさせていただければというように考えております。以上です。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 社会福祉協議会の考え方はこうだというふうなところについてはわかりましたけれど、私はそれでは、かなり、ただでさえ狭い、使い勝手の悪いところを北側にずっとおっつけてやるわけですから、また使い勝手の悪いものにしていくのだなというふうに感じます。ここはぜひ社会福祉協議会ともう少し議論をしていったらいいのではないかと、ここで進めるとすればですよ、というふうに思います。

いずれにしても、この所有権の移転登記までは時間がかかるということについてはわかりま

+

した。

2つ目、お伺いをしたいわけですが、あその敷地の中には上水道の導水管が走っているのだというふうにお聞きをしました。あそこには今回売買をしたとしても、依然としてこの補助の井戸というのがちょうど西北側にあるわけです。これは使っているわけで、この井戸から新しい浄配水場まで、だから東側にある新築をした浄配水場まで導水管を新設をして埋設をするということのようです。現状では、この浄配水場跡地のどこに、この導水管というのが埋設をされているのかというふうに思うわけですが、既に合築の資料が、こういうふうに建てますという中身について、私もいただいているんですけども、これに、この施設はどういうふうにかかわりますか、この導水管の関係と園舎の関係は。そこについて上下水道課長からお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 現在の導水管の埋設位置というようなことですが、図面がないので言葉でなかなか説明しづらんですが、委員おっしゃるように、あの跡地の北西の方に井戸がありまして、そこから東側の配水池の方までパイ150ミリのダクタイル製鋳鉄管が埋設されております。

位置については、西側の方は隣地境界の方から離れているところで10メートル、近いところで6メートル、それから北側の部分については、隣地境界から離れているところで3メートルから1メートルというような位置でございます。敷地に対して、やや斜めに埋設されてる状況でございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 これちょっと見づらいんですけども、この図でいえば、ちょうどこれが井戸になっておって、要するに鉛筆でいうと、ちょうどこういうふうに通水管が走ってる

というふうな理解でいいんですか。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 お答えいたします。

やや北側の方の建物の角がかかる程度かなというふうに思います。ちょっと実際、現地であれしてないのでよくわかりませんが、図面でいえば若干かかるのかなと思います。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 図面でいえばかかるという中身は、当初これは子育て支援課の資料でいえば、先ほど言った個人の所有権移転登記が済んでない未登記の土地にかかる段階での、ちょうどこの園舎にかかる導水管ということですか。あるいは先ほど子育て支援課長からありましたように、この個人の土地をよけるようにして、こういうふうにつくりたいという図面も私も、いただいているわけですが、この場合かかるといっていいのでしょうか。どちらになりますか。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 前の個人の土地に建物がかかっている部分と今回外した部分の図面で、いずれも北側の角については、現在埋まっている導水管はかかると思います。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 そうなると、この導水管はどうなりますか。構わないということになりますか。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 お答えいたします。

敷地内のスペースを有効に活用できるように、また水道施設の維持管理も容易にできるように考慮しまして、隣地境界に沿って平行に1メートル離れた位置に深さ約1メートルで布設がえをしたいというふうに考えてございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 その場合は、これ平成19年からあそこの工事が始まって20年でできた

わけですけれども、そのとき導水管理めたわけですよね。2年たって、またすんなねと、こういうふうになるわけですけれども、これ、どれくらい経費がかかるんですか。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 お答えいたします。

移設の延長につきましては、56メートルぐらい移設しなければならないのかなというふうに考えてございます。費用につきましては、概算の概算でございますが、約100万円程度だと思っております。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 結局ここに合築をした保育園を建設をするということになると、これくらいまたかかり増しするということになるわけです。ここはわかりました。

次に、3つ目。土地の形状と使い勝手について子育て支援課長にお伺いをします。

清水町の浄配水場跡地を今回用地としているわけですけれども、これはもうこの間ずっと申し上げてきておりますが、この土地自体に先ほど言った補助の井戸が残るといふようなことなどを考えれば、ただでさえ狭い、で使い勝手の悪い。その土地が今度はまた変形な土地になるわけです、使おうとすると。有効になかなか活用することが、ここではできないと私は感じているんですが、そこはどう感じておられますか。

○佐々木謙二委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 建設用地につきましては、平山栄町線に面しております、東西の幅が48メートルございます。あと南北の奥行きにつきましては、東側の方が57メートル、西側の方が約60メートルございまして、ほぼ長方形に近い敷地というふうにとらえております。

高橋議員ご指摘のように、敷地の南西の方に未登記の土地46平米と、あと西北の方に水源がございまして、そちらについて建物を建築するに当たって、ある程度調整必要になるとらえ

ておりますけれども、現在の土地を十分に有効利用することによって保育園の整備は可能だというふうに考えております。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 去年の12月の定例会以来ずっとこの議論してはいますが、私、率直に感じてるのは、定員120名規模の保育園をつくる基準でいえば1,000幾らという必要な面積がありますね、保育園をつくる場合。それをクリアしてるからこれはいいのだというふうなところが下敷きになってるような気がして仕方がない、私は。本当にそれでいいのかというふうなところは、私は違うと思うんですね。

こういう形状の土地に建てるということは全く問題ないというふうにお考えですか。そこだけお聞かせください。

○佐々木謙二委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 こちらの土地に整備をさせていただくに当たって、土地の面積は整備するに当たって十分であるというふうにとらえております。

土地の選考候補地についていろいろ検討してきたわけですが、基本的には市の方で社会福祉協議会の方に、建設用地について無償貸与するというような移管した際の覚書を前提として、いろいろ土地について検討してきた経過がございまして、長井市で今現在対応できる土地の中では最も最適な土地というふうにとらえてございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 それは多分に、市が今、有している土地と、それからこれから市が所有権を得るであろうこの土地を見た場合、一番いいというふうな判断だということだと思います。だから、全体的に見てここが一番いいという判断ではなかったというふうに私は思っています。ここはわかりました。

ちょっと水道事業との関連でお伺いをしたい

と思います。本年3月定例会で市長は次のように答弁をされています。水道事業も結果としてかなり値上げをせざるを得ないぐらい経営は厳しくなっています、これは人口がどんどん減っておりますので利用者が減少している中で設備だけは相変わらず5万人の規模で投資をしなければならない。そんなことから、結果として最後に水道事業所の土地が残ったわけです。その場合、土地を購入しなければならないわけですが、水道事業所運営に資する水道料金の値上げを避けられるということにつながるかと考えたとき答弁をされてるんです。

このことは、さきの私の一般質問に対する答弁でも水道料金の値上げをしないようにとか、市のさまざまな施設の耐震化整備の必要性とそのため市の遊休地を有効に活用しなければならないとする考え方が示されているわけです。しかし、私はこの点についても疑問を感じています。

さきに申し上げましたけれども、今月6日の厚生委員会協議会に示された資料によれば、水道事業については休・開栓業務の委託を2年前倒しをして、平成21年度から職員を1名削減し、年2回実施していた給水停止を10回以上実施、コンビニ収納を実施するなどのさまざまな経費削減や未収金回収を行った結果、料金改定の先送りや遊休地の有効利用の変更を行っても補償金免除額をクリアできる状況にあるとしています。

だとするならば、この土地を緊急に売却をしなければならない理由は私は見当たらないというふうに感じられます。率直な状況、実態について上下水道課長の見解をお伺いをしたいと思います。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 公的資金補償金免除繰上償還における経営健全計画の中に清水町跡地の売買契約というようなことで載せてござい

ます。その計画については、補償金免除額相当額といたしますか、水道事業の場合7,500万円を5年間でクリアしなければならないという計画でございます。

先ほど委員もおっしゃったように、休・開栓業務を民間委託することによって前倒ししたことによって職員が1名減員したことで、その計画に対する改善額については現在のところクリアできるというふうには思っております。

ただ、清水町跡地については今現在もですが、将来的に使用目的もなく計画もございませんので、ただの資産として管理しておくということになりますと、やはり除草等の維持管理費用等もかかりますので、これについてはやっぱり経営改善というような面から、有効活用をした方がいいというふうには考えているところでございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 いただいた資料では、こうも言ってるんです、最後の方で。

遊休地の有効活用については売却、賃借を問わず水道経営の改善に大きく寄与するものと考えていますとしているわけですが、これはじゃあ、売った場合、あるいは賃借をした場合、水道料金の値上げに関してはどれほどの改善になるんですか、見通しをお聞かせいただきたい。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 遊休地の有効活用というようなことで売買、賃借問わずというようなことで厚生常任委員会の方で報告をしてるわけですが、売買の場合はやっぱり当年度の収益というようなことにしかありませんので、賃貸借となれば毎年その分が収益として見込めるというようなことで、料金については相対的なものでございますので、この部分で改定をするのかしないのかというのは、ちょっと判断が難しいと思います。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 そういふことだとすると、この間、私どもに対する答弁の中で言われている水道事業所が余剰地と言っていますけれども、余剰地を売らないと水道料、値上げしなねくなんなだという言い方には直接結びついていかないというふうに私はなるんだと思っています。

水道事業所が示した公営企業経営健全化計画によりますと、この経営健全化に関する施策の中でこう触れています。清水町浄配水場改築工事が平成21年度に終了するので、その西側に余剰地が発生するため、平成23年度をめどに売却の検討を行う。面積約3,000平方メートル、約900坪で、1坪当たり6万円として5,400万円の収入を見込む。購入を差し引いた売却益は5,211万円としています。これは言われるように売却をした場合、市が買った場合、坪6万円。実際は3,000平米ありませんからもっと安くなるわけですが、これは、その年、だから平成23年度に水道事業の収益として入るだけというふうになるわけですし、言われるように、私も一時しのぎにしかならないと思います。その分が、この料金を値上げすることなくなるというところに直接的には、今後のことを考えれば結びつかないというふうに思いますけれども、そういう理解でよろしいですね、上下水道課長。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 そういふ考えというか、そういふとらえ方もあると思いますが、やはり使ってない資産を管理ということで今現在も、やっぱりあそこの土地の除草等も年に何回かやっておりますので、そういった費用は売却によってなくなるというふうに思いますか、後年度はその分なくなるわけですので、経営上は費用が若干浮くというような格好になると思います。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 それで、公営企業経営健全化計画でいうこの余剰地という言い方をしておりますが、これが本当に使用目的の何もない土地なのかというふうになると、私はちょっと違うと考えています。

4つ目の、当初はどう活用しようと考えていたのかについて伺いをしますが、私は平成19年3月定例会予算委員会で、この清水町浄配水場建てかえ、ちょうど新たなものに更新をするときだったわけですが、このことに関して西側の土地、いわゆる浄配水場跡地というふうになるわけですが、この活用方法について質問をさせていただいています。当時の水道事業所長の答弁は、以下紹介をさせていただきます。

既存の構築物を全部撤去いたしまして、整地した上で、利用については将来のことも考えて次期更新時期の用地確保というようなことと、それからふだんの利用についてはやはり給水というふうなことでありますので、いろんな方が出入りしますと危険なこともありますので、災害時といいますか地震などの災害時の緊急避難場所というふうなことで維持管理していきたいと思っております。芝を張るなどして、草ぼうぼうということのないようにしていきたいと思っておりますと答弁されているんです。

ここで、当時のこの答弁を見れば、以降のこの土地の活用方法って明確にしてるんじゃないですか。この土地というのは、今回東側に浄配水場の新たな施設を移転をしまして。だけど、この建物というのは、いつまでも未来永久にもつわけではない。必ず更新時期が来るのだから、更新をする際の場所として、ここは確保しておきますよというふうに、ここで明確に私は示しているというふうに思っています。

ですから、私はこの考え方に立った対応こそが今、長井市が判断をする必要があるのではないかとこのように思うんです。

+

それで、申しあげました平成19年3月議会のこの答弁でいう将来の水道事業運営ということからいえば、この跡地は今回、市が取得をしていく性質のものとは言えないのではないかとこのように考えます。市がこの土地を取得をするのではなく、あくまで次期の、この次の30年、40年後になるわけですが、浄配水場用地としての確保策と。それまでは緑地として、そしてまさに長井市がいつも、この間言っております都市公園としての位置づけをもって維持管理をしていくことこそ大切な視点ではないかと私は思いますが、市長、どういう考えを持っておられるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 清水町の浄配水場の跡地でございますが、これは選考の過程で、合築するはなぞの・清水の保育園については市で土地を手だてしなきゃいけないということから、市の遊休用地を検討したわけでありまして。

それは以前にもお話したとおりで、結果として副市長に委員長としていろいろ検討いただいて、清水町の浄配水場跡地がいいだろうということになったわけですが、そこで、あそこだったらいい結論だなというふうに私は思ったわけです。それは高橋委員がおっしゃったように水道事業にも寄与することができる。一応同じ市なんです、会計は企業会計になっておりますので、確かに賃貸の方がいいんでしょうけども、ペーパー上の問題なんですけども。ただし、少なくとも水道事業経営に資することは間違いないわけでありまして、そういった意味では平成19年に先ほど高橋委員の方から質問あって、後々避難用地とか等と、その当時は答弁しておったようですが、その後、たしか平成19年の12月に公的資金経営改善計画というものを提出した際に、ここについては売却ということで水道事業所そのものがそういう決定をしていたようでありまして。それについては、市の方か

らそうしなさいというふうに指示したわけじゃなくて、これが一番いい活用方法だろうということで、水道事業所自体で判断したわけですから、そういう意味では、私は何ら整合性がとれないものでもありませんし、高橋委員がおっしゃるふさわしい場所というのは、確かに市の所有地じゃないところであればたくさんあるかと思えます。しかし、少し財政はよくなったからといって大盤振る舞いすることなく、できるだけ遊休の市の土地は使っていきたいという方針で最終的に決定したというところでございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 市長、遊休の、あるいは余剰地というそのことを、言葉的には経営健全化のところでも言ってますけれども、そういう土地なのですか。

だから、私さっきも言いましたけれども、あの土地というのは将来、30年後か40年後に新たにあの浄配水施設を変えなきゃならない、または新たにづくらなきゃいけない、更新をしなきゃならない。そのときの更新場所として、これは残しておくんですよということこそが大切な考え方であって、視点であって、そこが生きなきゃいけないんだと私は思うんですよ。こっち聞けとか。ああ、そうですか。いや、管理者はどっちも同じ名前なんです、まあいいでしょう。

じゃあ、上下水道課長に聞きますけれど、そういうことではないのですか。平成19年の3月に当時の水道事業所長が答弁された中身の方が、将来の長井市のまちづくりを考えればずっと整合性がある、大切な視点だと、こういうふうに私は思っています。上下水道課長、どう思われますか。それは、あのとき言っただけだということになるのですか。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 あの当時、私が水道事業所長で答弁させていただいたんですが、内

容は委員おっしゃるとおりでございます。

その当時も計画的にはなかったわけですが、そういった意味では、ふだんの敷地の状況をぼさぼさしておくよりは、やっぱりそういう避難場所としての管理が適当でないかというようなことで答弁させていただいております。

あと、施設の次期更新のときの用地というようなことでもお話をしておりますが、私もその後、今回の質問等でよく職員の方からお聞きをしたんですが、今現在の施設等については、標準的な耐用年数は、建物とあと配水等については50年はもつというようなことでありますので、その50年については更新をまず考えなくてもよい状態ですし、あとそれから現在の配水池についても2池持っておりますので、それについても1個ずつ更新すれば、特に新たな場所につくってからしなきゃならないというような状況はないというようなことでございますので、そういった意味では、やっぱり余剰地については有効活用を考えるべきだというふうに思います。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 私、そういう考え方がなかなか理解できません。だから、今回というよりも平成19年の12月でしたかね、私どもにこの公営企業経営健全化計画が示されたのはその時期だったと思います。そのときにチェックを私どもは漏れてるわけですが、だから、そのとき言ったから、もうそれに合わせなきゃならないから今のような答弁が出てくるというふうに私は聞こえるんですよ。

本当にやっぱり将来の水道のいわゆる長井市の命の水ですね、上水道の確保をどう図るかというふうなことから言えば、この土地というのはなくてはならない土地なのではないのですか。長井市の水道事業所として運営をしていく、あるいは健全な、そして持続的にこの水道事業を展開をする意味でも、この土地というのは、さっき申し上げた19年3月段階での答弁の考え方

を踏襲をしていくということが基本になることが極めて大事なことはないのですか。もう1回、見解をお伺いをしたいと思います。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 健全化計画の中の土地の売買というふうについては、これはあくまでも改善額をクリアするためというようなことでございますので、さっき委員も申されたとおり、職員の削減によってクリアできる状況でございます。ただ、将来的なビジョンというのにも検討しなければならないというふうには思いますが、やはり先ほども答弁いたしました、目的もない、計画もない土地をただ遊ばせて費用をかけているよりは、こういった機会に有効利用して、幾らでもその経営につながれば、今使用されてる方の負担も軽減されるのかなというふうに考えます。

○佐々木謙二委員長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○佐々木謙二委員長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、高橋孝夫委員の質疑を続行いたします。

13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 上下水道課長にお伺いをいたしますが、この公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画というものになるわけですが、これの中身を送っていただいているわけですが、これは申請の様式があって、その様式に合わせてそれぞれの自治体の、これは企業会計に係る部分なのですが、その当該の自治体のところの計画を書き

+

込んでいくという形態にこれはなるんだというふうに思いますが、それで間違いないですか。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 議員おっしゃるとおりだと思います。補償金免除額に相当する計画というようなことで、おのおのの自治体でそれに合わせた格好だと思います。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 それで、当初の公営企業健全化計画の基本方針の中では、例えば長井市の水道事業所としては5点上げてるわけです。例えば有収率の向上であったり、低使用世帯の使用促進であったり、水道料金の改定であったり、民間委託の推進、あるいは未収金の解消。これがただ基本的な方針になるかというところと違うので、違ってくるわけです。

先ほど申し上げた経営健全化に関する施策というふうになると、ここではもう項目が決まっております。例えば行革推進法を上回る職員数の縮減や人件費の総額の削減はどうだ、あるいは物件費の削減、指定管理者制度の活用、民間委託の推進やPFIの活用、さらにはコスト等に見合った適正な料金水準への引き上げ、売却可能資産等の処分等による歳入の確保、あるいは経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と高行政評価の導入という設定をされた項目があって、それに例えばさっき申し上げたコスト等に見合った適正な料金水準への引き上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保というところから起因をしてるわけです。余剰地があるからこれを売ると、5,400万円、というふうになっているわけです。

これは要するにあらかじめ求められているものがあって、それに合うものをここに当てはめて計画として上げていったというふうになると私は思うのですが、そういうことではありませんか。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 そのとおりでございます。そういった項目の中で、じゃあ、事業所としてどういった改善ができるかというようなことで、その中で料金改定であったり、遊休地の有効利用、それから未収金回収、あるいは民間委託による経費の削減というふうなことで計画でございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 その結果は、これは平成19年度から23年度まで、今年度までの5年間の計画ですから、まだ計画期間中ですが、先ほど申し上げたように、この健全化計画そのものはクリアできると、もうするであろうというふうになってるわけですね。だとすればこれは計画には上げたけれども、ここの計画でいう余剰地というかな、これは売却などの必要はないというふうに考えていいのではないですか。

○佐々木謙二委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 計画については改善額として7,500万円、免除額の相当額ということで7,500万円、それに対してのいかに改善できるかというところで、目標値を2億200万円というような設定の中でやっております。既に民間委託によつての人員削減での改善額が出ておりますので、クリアできるというような状況でございますが、この計画に対しては料金改定あるいは土地の売買等がなくても計画はクリアできるというようなものでございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 そういう状況だということはわかりました。だから平成19年の10月の段階で計画をしたわけだけども、計画には乗せたからこれ全部しなねわけではないという理解でいいのだと、こう思うんです。

そういうふうになってくると、今度は市長にお伺いをしますが、今回はただ経営健全化計画を律儀に読んでしまって、結果的にはあそこ

を市が買って、その分、売買金額で水道事業の運営に資するということと、保育園の用地にするというふうなことを、両得だというふうに考えられたのかもしれませんが、しかし、あそこの用地の関係でいえば、それよりも以前にきちっとした目的があるわけだから、そこにやっぱりこの計画も終われば返っていくというのが私は自然な姿だと思うんです。この経営健全化計画というのは、ある意味ではすっかしのねかわかんねけれども、しかし、計画としては記載をしたという部分がかかなりほかにもあるわけで、必ずしも計画したから全部しんなねえというものでもないわけです。将来のまちづくりを考えれば、やはりあの土地はいわゆる浄配水場の更新地として残していくというのが、私は賢明な判断だというふうに思いますが、そこからいうと、今回の保育園の用地にすること自体の考え方は振り出しに戻すということにはなりませんか。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 前にも言いましたように、結果としてあそこの用地がふさわしいということで決定したと。そうした場合に水道事業所の料金値上げをできるだけ遅らせるとか、いろんな意味で経営に資するだろうという判断をして、なおいいなということで考えたところです。

あと高橋委員がおっしゃるのもよくわかるんですけども、貯水槽については50年の耐用期間があるわけですし、施設も新たに事務所を、ああいったものも更新したわけですので、恐らく50年ぐらいはあそこをまたスクラップ・アンド・ビルドで使いながら、新しく更新していくということはないだろうと。そうしますと、現在のはなぞのと清水保育園の合築した保育園があそこでどのぐらいの期間使っていくかですけども、場合によってはまた状況が変わって、あの施設が老朽化した場合、また違うところに建設するということもあるわけですし、まずはこ

の50年のスパンで考えれば、水道事業のさまざまな計画に支障を来すようなことはない、そのように私は思っておるところです。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 とても私、残念なんですけれども、もうやっぱり決めてしまったからしんなねくなってしまったという、そういう感じがして仕方がないんです。私はそうでないと思うんです。将来のまちづくり、今、市長からは50年先の話ありました。わかりません、私も多分生きてないから。だけど、そのときにこういうふうにしてここは残したんだというふうなものだって大切な視点だと私は思うんです。そういうまちづくりをやっぱり展開をしていくことが、先ほど町田委員が言われた20、30年後、40年後のことを見据えてという話がありましたけれども、そういう視点が大切なんだと思うんです。それが後世に、そのときになっておまえらが考えればいいことっていうことでなくて、残していかなきゃならない私には使命があるんだというふうに思うんです。

ここはぜひ私は再考をいただきたいわけなんですけれども、いつまでもここにかかわっていられませんから、もう一つ違う観点でお話をお聞きをしたいと思います。

財政課長にお伺いをしますが、今回の補正予算では、はなぞの保育園の解体撤去工事も含んだ補助金をやるというふうにしているわけです。説明では保育園を解体撤去し、更地にした上で売却をするというふうにしているわけなんですけれども、ここは敷地面積2,061平方メートルぐらいあるわけですね。どれぐらいの価格で売却をするというふうにお考えですか。

○佐々木謙二委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 お答えいたします。

2,061平方メートル、委員おっしゃるとおりでございます。固定資産税の路線価では大体坪が7万円前後ということでございます。単純

+

に計算いたしますと4,300万円ほどにはなろうかというふうに思いますけれども、実際、実勢価格となるともう少し下がるのかなというふうな考えもございます。

ただ、これを一括売却するか、さらには分譲するかとか、そういった細かな対応の検討はまだいたしておりません。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 わかりました。私がお聞きをしたいのはこういうことなんです。私の考え方では、清水町の浄配水場跡地というのは、それはもうあのままで残していくというふうに考えれば、当然にして新たな保育園の用地というのは、はなぞの保育園の用地、これの売却益を生かした形で取得をするというふうに考えるのが自然な姿だと私はこう思っているんです。そういう考え方に立てませんか。

水道用地を、先ほど言いましたけれども、5,400万円を買うということではなくて、はなぞの保育園の用地を売った代金に見合う形でほかにもこの用地を取得をしていくというふうになれば、私はほかの部分、市長がこの前、私の一般質問に対して答弁をされたような、例えば学校やいろんな施設の耐震補強工事などにも食い込んでいかないわけですから、そういう形で整備をしていくという考え方に立てませんか、市長。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋委員のお考えというのは、そういう考え方もあると思います。ただし、はなぞの保育園のいわゆる解体でもお金がかかります。これは解体というのは建設事業と一体でありますので、したがって、認定を受けて先に解体だけしてもらって、更地にしてそれを売って建設するという補助体系になっておりません。ですから、そういう意味では、用地についての土地についての補助はこの制度はないわけですので、残念ながらそういう考え方はこの事業に限っては成り立たないというふうに思います。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 私そういうことを申し上げてるんじゃないんですよ。一たん売ってからそのお金でということじゃなくて、それはいろいろ融通できるでしょう。そういうことを含めて考えられないかというふうに申し上げてる。今の補助体系からいけば市長おっしゃるとおりだと思います。しかし、本当によりよい保育園をつくっていくという視点に立てば、あそこの浄配水場跡地にこだわらないで、そういう取得の仕方だってあるし、整理の仕方だってある。そういう観点、視点に立てないかということでお伺いしております。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 財政的には昨年度あたりから大分好転はしておりますが、まだまだやはり厳しいと考えなきゃいけない。そうした場合に市の用地として使っていないところをまず使っていこうという基本的な考え方でありました。ただ、残念ながら特別会計の土地だったというのは、これは余り本来はよくないとは思いますが。しかし、市の中の土地を今使っていない、あるいは今後20年、30年使わない土地があるという場合は、やはりそれは保育園については必ずここじゃないとだめだというような部分じゃないと。できれば、何も考えなければ、例えば前に高橋委員からもありましたように、幸町の雇用促進の住宅の辺とか、あの辺でしたら最適だとは思いますが。しかし、それにはいろんな条件がありますし、ですから、そういった意味で今建てるとしたらあそこがよりベターだという判断で考えたところでございます。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 私は雇用促進のところにはこだわりは持ってないんです。むしろ3・11の震災以降はあそこは違う形でやはり活用する、そういう必要性が今あるわけで、私はむしろ違う場所というふうに考えているのもあって、

それは何も当該の人に話したりはしていませんけれど、そういう用地はあるのだから、だからスタートをもう一遍やり直さないかという意味で申し上げてるんです。ここはちょっと残念ですけれど、これ以上つまらないと思います。

もう一つ、通告をしておりますから、これについてお伺いをしたいと思います。清水保育園の今度は跡の問題なんです。いただきました資料を見ても、清水町の地域の役員の人たちに説明会をしたなどの経過はありました。しかし、具体的にあそこをこういうふうにだれが、こういう計画でこういうふうに使いたいなんていう具体的なもの何もなかったんです。そこはどのようなんですか。あそこはどうしようとなされているのかというのが一つなんです。そこは子育て支援課長、いかがですか。

○佐々木謙二委員長 種村正一子育て支援課長。

○種村正一子育て支援課長 お答えします。

地区の役員の方から地区の子供たちの育生を図るために学童クラブを取り組んでみたいというふうなご相談をいただいております。

長井小学校の学童クラブの現状ですけれども、144名で、長井小学校で3クラス、90名以上のお子さんが今、学童クラブで活動されております。長井小学校の学童クラブが大分マンモス化しておりますので、子供たちの安全確保、あるいは情緒の安定を図るためにも地域の方に取り組んでいただければというふうに考えております。

○佐々木謙二委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 そのことで私はどうこう言うつもりはありません。そういうことで使っていただけるなら使っていただくというふうにしていいと思います。

ただ、私、市長にお伺いしますけれども、あそこ3年前からもうフェンスが壊れたまんま放置なんです。いいんですか、このまんまでずっとやってきたんだけど、直らないんです

よ。これ早急に私は手だてをしていかなきゃ、もう事故があった場合に大変なことになるというふうに思っております。今後、何に使うかは別にしても、もう手をかけなきゃいけないと思う。

ことしの秋の運動会ぐらいまで何か手だてをとっていただけませんか。あのまんまではとにかくだめです。なくすんらなくすでいいですから。そういうことも含めて私はやっていただきたいと思いますが、そこだけお聞きをして。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 昨年、私も現場の方を見まして、ことし見ておりませんが、なお、来年、今年度中に建てるということで、最小限のやり方で安全を確保していたと思いますが、今年度中も秋までは使うわけですから、最低限。ぜひそこをしっかりともう一度検討しながら、安全策をとるようにしたいと思います。

○13番 高橋孝夫委員 ありがとうございます。

江口忠博委員の総括質疑

○佐々木謙二委員長 次に、順位3番、議席番号3番、江口忠博委員。

○3番 江口忠博委員 この4月に議員に当選させていただきまして、以前やりました一般質問、非常に緊張をいたしました。原稿を読むというのも私はなれておりませんで、汗だくで原稿を読みながらの質問をさせていただきまして、きょうは総括質疑ということで、午前中から先輩議員の質疑の内容をお聞かせいただいておりますと、さすがだなと、ああ、議論というのはこういうことを、こんなふうな観点からするものなのかということを改めて感じた次第なんです。今までは傍聴席の方から時々この委員会の質疑やら